

2日間限定!!

日曜日に 時間外窓口を 開設します。



3月から4月にかけては、就職や転勤、進学や卒業などにより引越しが多くなるシーズン。それに伴い、役場で転入や転出などの手続きをする機会も多くなってきます。

鞍手町では、そのような時期に休日でも必要な手続きができるように、年度末と年度始めの日曜日に次のとおり時間外窓口を開設します。

とき 3月25日(日)
4月 1日(日)

開設時間は、午前9時から午後1時まで

■休日時間外窓口の開設部署と取り扱い業務・・・転居に伴って必要となる手続き

開設する部署		主な取り扱い業務
税務住民課	税務班	各種証明の発行、納付書の発行、納税相談
	住民班	転出・転入・転居の手続き 各種証明の発行（住民票、印鑑登録証明書、戸籍など） ※電子証明書や住民票の広域交付など、一部に取り扱えないものがあります
保険健康課	保険年金班	国民健康保険（加入・脱退の手続き） 乳幼児医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療（加入・脱退の手続き） 国民年金（加入・転入の手続き）
福祉人権課	福祉高齢者班	生活保護・障害者手帳・精神通院医療の手続き（転居に伴う場合のみ） ※生活保護の支給日は4月2日（月）です
	児童人権班	保育所の入所説明案内（転居に伴う場合のみ。当日に入所の決定はできません） 子ども手当・児童扶養手当・特別児童手当の手続き ※子ども手当は、法改正により名称が変わる場合があります
上下水道課	上水道班	水道の給水中止・開始手続き
会計課	会計班	税金や料金などの納付（介護保険料と県税を除く） ※鞍手町が発行している納付書による納付に限ります

※上記の業務でも、他の市区町村などに確認が必要となる場合など、取り扱いができないことがあります。

■毎週木曜日は午後7時まで開設。

日々の取り扱い件数や問い合わせが多い業務に限って、毎週木曜日に午後7時まで時間外窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

■問い合わせ■

鞍手町役場

☎42局2111番